

名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 名古屋市子ども食堂等運営補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 地域の中で子どもを見守り、支援が必要な子どもを適切な支援機関に繋ぐ取組を行う子ども食堂等を支援する目的をもって、本補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 無料又は低額の食堂で、子どもが一人で来ても安心して食事ができる機会を提供する取組み
- (2) 学習支援 学習習慣の定着のため、学習サポーターが宿題や自主学習を支援する集合形式かつ無料の取組み
- (3) その他子どもの居場所として資する事業 子どもの主体性を活かしながら、大人が適切に関与する居場所をつくり、当該居場所に無料で子どもが参加できる取組み
- (4) 子ども食堂等 本条第1号から第3号の取組み
- (5) 地域資源 行政や地域住民、NPO等様々な支援機関

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 名古屋市内で子ども食堂等を開設する構成員3名以上の団体であること。（ただし、法人格の有無は問わない。）
 - (2) 構成員の名簿及び定款等の規約など組織運営に関する明文の定めを有していること。
 - (3) 自ら子ども食堂等の運営をしていること。
 - (4) 子ども食堂等で独立の会計が行われていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号。以下本項において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げるいずれか若しくは複数を実施する事業とする。ただし、第3号のみ実施する場合を除く。

- (1) 子ども食堂
- (2) 学習支援
- (3) その他子どもの居場所として資する事業

2 前項に掲げる事業は、次の各号の要件を満たす場合に補助を行うものとする。

- (1) 月1回以上実施すること。複数事業として補助を受ける場合、それぞれ月1回以上実施すること。
 - (2) 同一場所において、開催1回あたり90分以上実施（移動、準備・片づけに要する時間を除く）すること。複数事業として補助を受ける場合、それぞれ別の時間帯で90分以上実施すること。
 - (3) 子ども（未就学児から高校生世代）の参加人数（以下「子どもの参加人数」という。ただし、月2回以上実施する月は子どもの参加人数が最も多い回の子どもの参加人数をいう。）の平均が10名以上であること。ただし、子どもの参加人数が10名以上である月が補助対象期間中半数以上あること。
 - (4) 事業実施の中で支援が必要な子どもを見つけた際に行政等の必要な支援に繋ぐよう努めること。
 - (5) 子どもの参加者を広く募り、限定しないこと。
 - (6) 各種支援機関や地域資源等に関する研修を受講すること。
 - (7) 本市が子ども食堂等に関する調査（実地を含む）を実施した場合、協力すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。
- (1) 営利を目的とした事業
 - (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
 - (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
 - (4) 本市の委託又は補助事業
 - (5) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の委託事業
 - (6) その他第2条の目的に合致しない事業

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、子ども食堂等の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。ただし、他の助成・補助事業として採択された経費は補助対象から除く。

2 補助事業者の運営に要する経費は、補助対象としない。

(補助金額)

第7条 補助額は、対象経費の実支出額と別表に定める補助基準額とを比較していずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、市長が定める申請期間に、補助金

交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１）事業実施計画書（第 2 号様式）
- （２）収支予算書（第 3 号様式）
- （３）申請団体の概要（構成員の名簿及び定款等の規約）
- （４）その他市長が必要と認める書類

- 2 前年度に補助金を交付した補助事業者は、前年度の申請時から変更がない場合は前項第 3 号の書類を省略することができる。

（交付の決定）

第 9 条 市長は、前条に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書（第 4 号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 10 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- （２）補助対象事業の追加等の変更をする場合（軽微な変更は除く。）、事業を中止又は廃止する場合は、事前に変更・中止・廃止承認申請書（第 5 号様式）を提出して市長の承認を受けること。
- （３）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （４）補助金申請にかかる関係書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管すること。

（変更の承認）

第 11 条 市長は、前条第 2 号の規定に基づき変更・中止・廃止承認申請書が提出された場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付決定金額に変更が生じるときは補助金交付変更決定通知書（第 6 号様式）を、交付決定金額に変更が生じないときは補助金変更承認通知書（第 7 号様式）を提出者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、当該年度の 3 月 7 日（当該日が国民の休日にあたり閉庁日の場合は翌開庁日）までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （１）事業実績報告書（第 8 号様式）
- （２）収支決算書（第 9 号様式）
- （３）事業の実施状況が分かる書類
- （４）その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、対象経費の実支出額が別表に定める補助基準額を超えたときは、当該年度に補助対象事業を 6 月以上実施後より、随時前項の規定による書類を市長に提出するこ

とができる。

（補助の確定及び通知）

第 13 条 市長は、前条の規定により実績報告書及び添付書類の提出を受け、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付額確定通知書（第 10 号様式）により通知する。

（補助金の請求及び交付）

第 14 条 補助事業者は、市長に対し補助金交付請求書（第 11 号様式）により補助金を請求するものとし、市長は、前条の規定により確定した額及び当該請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （１）補助金を補助対象事業以外の使途に使用したとき
- （２）この要綱の規定に違反したとき
- （３）前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき

（加算金及び延滞金）

第 16 条 前条の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けた者は、規則第 20 条各項の規定に基づき加算金及び延滞金を市に納付するものとする。

（情報の開示）

第 17 条 補助対象事業又は補助事業者に関して、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 7 条第 1 項各号の規定による非公開情報以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

別表

補助基準額	対象経費	
①第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号を 90 分以上実施する場合、100,000 円 ②第 5 条第 1 項各号の複数をあわせて 90 分以上実施する場合、100,000 円 ③第 5 条第 1 項各号の複数をそれぞれ 90 分以上実施する場合、200,000 円	需用費 (単価が 5 万円未満のもの)	・ 食材費 ・ 衛生用品 ・ 弁当用容器 ・ 参考書 ・ 文房具 ・ その他事業実施にあたり必要な消耗品（子ども食堂等とそれ以外の用途で按分が必要な経費を除く）
	役務費	・ 郵送料 ・ 各種保険料
	委託料	・ チラシ印刷代 ・ 検便経費
	使用料及び賃借料	会場賃借料

年 月 日

補 助 金 交 付 申 請 書

名古屋市長 あて

団体所在地

団体名

代表者名

名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、年度補助金を関係書類を添えて申請します。

記

実施期間	年 月 日から 年 月 日
実施内容	☐ 子ども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 子どもの居場所
交付申請額	

添付書類

- ・事業実施計画書（第 2 号様式）
- ・収支予算書（第 3 号様式）
- ・申請団体の概要（構成員の名簿及び定款等の規約）
- ・その他事業の実施内容が確認できる書類（案内チラシ等）

（担当者）

住所（送付先）：

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※処理欄

市社協受付	月 日 /	市受付	月 日 /	市処理	月 日
-------	-------	-----	-------	-----	-----

事業実施計画書

1 子ども食堂

(1) 概要

事業名称	
開設年月日	
実施場所	
実施頻度	☐ 月1回 ☐ 月2回 ☐ 月3回 ☐ 週1回以上
実施形態	☐ 会食 ☐ 弁当配布 ☐ フードパントリー

(2) 実施計画

月	日	時間帯	参加児童数
			実績・見込み
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

申請時点で終了している回については、参加児童数は実績を記入してください。

月2回以上実施する場合は、そのうち1回を記入していただければ結構です。

第2号様式

2 学習支援

(1) 概要

事業名称	
開設年月日	
実施場所	
実施頻度	☐ 月1回 ☐ 月2回 ☐ 月3回 ☐ 週1回以上

(2) 実施計画

月	日	時間帯	参加児童数
			実績・見込み
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

申請時点で終了している回については、参加児童数は実績を記入してください。

月2回以上実施する場合は、そのうち1回を記入していただければ結構です。

第2号様式

3 子どもの居場所として資する事業

(1) 概要

事業名称	
開設年月日	
実施場所	
実施頻度	☐ 月1回 ☐ 月2回 ☐ 月3回 ☐ 週1回以上
実施内容	

(2) 実施計画

月	日	時間帯	参加児童数
			実績・見込み
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

申請時点で終了している回については、参加児童数は実績を記入してください。

月2回以上実施する場合は、そのうち1回を記入していただければ結構です。

収 支 予 算 書

収入の内訳	収入項目	金額	説明
	名古屋市子ども食堂等運営補助金		交付申請額を記載してください
	他からの補助金		
	寄附金		
	利用者負担（参加費）		
	自己資金		
	その他		
A 収入合計			【E 総事業費】と同額になります
支出の内訳（補助対象経費）	支出項目	金額	説明
	食材費		
	衛生用品		
	弁当用容器		
	参考書		
	文房具		
	その他消耗品		
	郵送料		
	保険料		
	チラシ印刷代		
	検便経費		
	会場賃借料		
B 支出合計（補助対象経費）			2月までにおける支出合計を記載してください
C 補助対象外経費			
D 次年度繰越金			
E 総事業費（B + C + D）			【A 収入合計】と同額になります

年 月 日

様

名古屋市長

子ども食堂等運営補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった名古屋市子ども食堂等運営補助金について、
次のとおり決定しましたので通知します。

補助金交付決定額 _____ 円

交付の条件

- (1) 補助金は、名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱第10条に掲げる事項を条件として交付するものであること。
- (2) 規則及び名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱を遵守すること。

本通知は、補助金関係書類として紛失しないよう保管してください。

※ 変更の場合は、変更の内容が分かる書類を添付すること。

年 月 日

様

名古屋市長

子ども食堂等運営補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった名古屋市子ども食堂等運営補助金について、次のとおり交付変更決定しましたので通知します。

補助金交付変更決定額 円

内容の変更

変更前	変更後

交付の条件

- （１）補助金は、名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱第10条に掲げる事項を条件として交付するものであること。
- （２）規則及び名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱を遵守すること。

本通知は、補助金関係書類として紛失しないよう保管してください。

年 月 日

様

名古屋市長

子ども食堂等運営補助金交付変更承認通知書

年 月 日付で変更申請のあった名古屋市子ども食堂等運営補助金について、次のとおり交付変更承認しましたので通知します。

1 内容の変更

変更前	変更後

2 承認の条件

- (1) 補助金は、名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱第10条に掲げる事項を条件として交付するものであること。
- (2) 規則及び名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱を遵守すること。

本通知は、補助金関係書類として紛失しないよう保管してください。

年 月 日

事業実績報告書

名古屋市長 あて

団体所在地

団体名

代表者名

子ども食堂等の名称

年 月 日付 子未企第 号で交付決定された事業が下記のとおり完了したので、名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱第12条の規定に基づき報告します。

記

- 1 実績額（補助金分） 金 円
- 2 実績報告期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 収支決算書（第9号様式）
 - (2) 補助対象事業の実績※

※当該事業の成果が分かる資料を添付してください。

- ・参加人数集計表
- ・補助金支出明細書
- ・補助金分のレシートの写し（明細があるもの）
- ・その他作成したチラシなど

※処理欄

市社協受付	月	日	/	市受付	月	日	/	市処理	月	日
-------	---	---	---	-----	---	---	---	-----	---	---

収 支 決 算 書

収入の内訳	収入項目	金額	説明
	名古屋市子ども食堂等運営補助金		実績額（補助金分）を記載してください
	他からの補助金		
	寄附金		
	利用者負担（参加費）		
	自己資金		
	その他		
A 収入合計			【E 総事業費】と同額になります
支出の内訳（補助対象経費）	支出項目	金額	説明
	食材費		
	衛生用品		
	弁当用容器		
	参考書		
	文房具		
	その他消耗品		
	郵送料		
	各種保険料		
	チラシ印刷代		
	検便経費		
	会場賃借料		
	B 支出合計（補助対象経費）		
C 補助対象外経費			
D 次年度繰越金			
E 総事業費（B＋C＋D）			【A 収入合計】と同額になります

年 月 日

様

名古屋市長

子ども食堂等運営補助金交付額確定通知書

年 月 日付子未企第 号で交付決定した名古屋市子ども食堂等運営補助金については、令和 年 月 日付提出のあった実績報告に基づき、補助金額を次のとおり確定します。

補助金交付額 _____ 円

本通知は、補助金関係書類として紛失しないよう保管してください。

第 1 1 号様式

年 月 日

補 助 金 交 付 請 求 書

名古屋市長 あて

団体所在地

団体名

役職・代表者名

名古屋市子ども食堂等運営補助金について、交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり請求します。

金 円

＜債権者番号＞

※名古屋市に債権者登録をされている場合、債権者番号（1から始まる数字9桁）をご記入ください。

振込口座（債権者番号記載時記入不要）

金融機関名	
支店名	本店・支店
預金種別	普通預金・当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

※法人は法人名の口座のみ

※任意団体は、代表者個人の口座には振り込めません。団体名義の口座を必ず開設してください。

※振込エラー防止のため、通帳の写し（1枚めくった口座番号や名義が記載されているページ）を添付してください。